



構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別
国際最低課税額の計算に関する明細書

										対 象 会 計 年 度	： 　　：		法 人 名						
構成会社等又は共同支配会社等の名称				1	D01					恒久的施設等の該当・非該当		3	Q03		1. 該当 2. 非該当				
会 社 等 の 区 分				2	Q02		1. 構成会社等 2. 共同支配会社等				所 在 地 国 名		4	D04					
所在地国における国別実効税率が15 %を下回り、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合																			
当期国別国際最低課税額		5	Q05					(11)の計				12	Q18						
(5)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額		6	Q06					構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額				13	Q19						
(5)－(6) (マイナスの場合は0)		7	Q07					その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額				14	Q20						
対象会計年度別再計算課税額		8	Q08				Q13				(13) (14)		15	Q21	%				
(8)に係る対象会計年度		9	自	元号	年	月	日	自	元号	年	月	日	((7)＋(12))×(15)		16	Q22			
			Q09					Q14											
			至	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日							
		Q10					Q15					別表二十付表四「8」の計		17	Q23				
(8)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額		10	Q11				Q16												
(8)－(10) (マイナスの場合は0)		11	Q12				Q17				会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (16)＋(17)		18	Q24					
所在地国における国別実効税率が15 %以上であり、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合																			
対象会計年度別再計算課税額		19	Q25				Q30				その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額		25	Q37					
(19)に係る対象会計年度		20	自	元号	年	月	日	自	元号	年	月	日	(24) (25)		26	Q38	%		
			Q26					Q31											
			至	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日							
		Q27					Q32					(23)×(26)		27	Q39				
(19)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額		21	Q28				Q33												
(19)－(21) (マイナスの場合は0)		22	Q29				Q34				別表二十付表四「8」の計		28	Q40					
(22)の計		23	Q35												会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (27)＋(28)		29	Q41	
構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額		24	Q36																
所在地国における国別グループ純所得の金額がない場合																			
対象会計年度別再計算課税額		30	Q42				Q51				別表二十付表四「8」の計		39	Q61					
(30)に係る対象会計年度		31	自	元号	年	月	日	自	元号	年	月	日	永久差異調整に係る国別国際最低課税額		40	Q62			
			Q43					Q52											
			至	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日							
		Q44					Q53					(40)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額		41	Q63				
(30)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額		32	Q45				Q54												
(30)－(32) (マイナスの場合は0)		33	Q46				Q55				構成会社等又は共同支配会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額		43	Q65					
構成会社等又は共同支配会社等の再計算個別計算所得金額		34	Q47				Q56				その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額		44	Q66					
その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額		35	Q48				Q57												
(34) (35)		36	Q49	%			Q58	%			(43) (44)		45	Q67	%				
(33)×(36)		37	Q50				Q59				(42)×(45)		46	Q68					
(37)の計		38	Q60							会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (38)＋(39)＋(46)		47	Q69						

別表二十付表二

令六・四・一以後開始対象会計年度分